

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。
内容をご確認ください。また、事業についてご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

求職者の皆さまへ

● 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取り扱う職種の範囲: 専門的・技術的職業、事務的職業、通訳、通訳ガイド、翻訳者、
添乗員、講師等 全職種

取扱い地域の範囲: 国内全域

● 手数料に関する事項

求職の皆さまから、手数料は一切頂きません。

職業紹介の報酬は、求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている別途掲示する手数料表に明示させていただきます。
届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

● 返戻金制度に関する事項

1. 採用決定者が勤務開始後、本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、就業期間に応じて支払われた紹介料を返還させていただきます。

①入社後1ヶ月以内 (暦日数30日以内) 支払われた紹介料の80%

②入社後2ヶ月から3ヶ月以内(暦日数31日から90日以内) 支払われた紹介料の50%

③入社後4ヶ月から6ヶ月以内(暦日数91日から180日以内) 支払われた紹介料の10%

2. 採用決定者の退職が求人者の都合により一方的な解雇及び労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合は返還致しません。

● 求職者の情報に関する事項

求職者情報の取扱いは、職業紹介責任者*となります。

求職者の情報は職業紹介事業に係るものに限ります。

● 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、職業紹介責任者*となります。

当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があった場合には、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

● 苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者*となります。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

職業紹介責任者：厚生労働大臣に届け出を行っている担当者で、求人者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者となります。

【お問合せ先】

株式会社シティキャリアサービス 職業紹介責任者
〒812-00131 福岡市博多区博多駅東2-5-37 博多ニッコービル9F
TEL:092-474-5840